

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と三木町（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（名称）

（所在地）

〇〇〇〇〇〇

香川県木田郡三木町大字〇〇 〇〇番地〇〇

（開放可能日等）

第4条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、別紙のとおりとする。

（施設の管理）

第5条 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設を適切に維持管理するものとする。

2 乙は、対象施設が指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第6条 乙は、香川県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第4条に定める開放可能日等において、対象施設を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第7条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第4条に定める開放可能日等において、対象施設を一般に開放にするよう努めるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により対象施設を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第8条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとする。ただ

し、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲

乙 香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地
三木町
町長 伊藤 良春